

# 社会福祉法人福生会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和7年11月30日までの5年間

2. 内 容

《 目 標 》

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、社会保険制度に基づく出産手当、出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知

《 対 策 》

- 令和2年12月～ 法に基づく諸制度の情報収集を行う。
- 令和3年2月～ 制度内容についてのリーフレットや関連する書面等のファイリングをして、申し出があれば職員がいつでも閲覧可能な状態にする。その旨職員に周知する。